第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　神戸市	泉佐野市
六、三六三円	六、二〇九円	六、一七一円	六、一三三円	六、〇一七円	五、九七九円

大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　岡崎市	豊橋市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市
五、九四一円	五、八六四円	五、八二六円	五、七八七円	五、七一〇円	五、六七二円

上記以外の市町村
五、五九五円

2　［略］

（特例）

第七条　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和七年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき六十万五千七百円を支弁する。

第六条の二　更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　大阪市	国立市　八王子市　豊田市	さいたま市　千葉市　名古屋市	小田原市　堺市　神戸市	泉佐野市
六、一六八円	六、〇二〇円	五、九八三円	五、九四六円	五、八三六円	五、七九九円

大津市　京都市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　静岡市　岡崎市	豊橋市	ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　岐阜市　津市　和歌山市	札幌市　栃木市　前橋市　長野市　松本市　富山市　金沢市　姫路市　岡山市　北九州市	新潟市　福井市　呉市　徳島市　福岡県糟屋郡須恵町　飯塚市　田川市　長崎市
五、七六二円	五、六八八円	五、六五一円	五、六一四円	五、五四〇円	五、五〇三円

上記以外の市町村
五、四二九円

2　［同上］

（特例）

第七条　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和七年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき五十八万二千五百五十九円を支弁する。